

## 事業概要書

予算科目	款	2	項	1	目	5	中事業名	公衆トイレ等維持管理費		
事業名等	公衆トイレ等維持管理費							予算計上額	3,562 千円	
概要	<p>休止している近鉄鶴方駅構外トイレの既存設備を近畿日本鉄道株式会社より無償で譲渡を受け、改修し、市の維持管理により再開する。</p> <p>【改修内容】            トイレ改修工事費：3,069千円            ※便器の洋式化(温水洗浄暖房便座)、ブース改修、ベビーチェアの設置            駐車場借上料：30千円</p> <p>【開放時間】            午前6時～午後7時(予定) ※開放時間外は施錠</p> <p>【令和6年度に係る維持管理費用】            光熱水費：32千円、清掃管理業務委託料：219千円、            浄化槽保守管理委託料：210千円、消防設備保守点検等委託料：2千円、</p>									
目的	<p>鉄道を利用して来訪される観光客の満足度向上、また、公共交通の乗継拠点としての環境整備を図ることを目的とする。</p>									
必要性	<p>インバウンドを含めた更なる観光誘客、誰もが利用しやすい公共交通の乗継拠点づくりを推進するために必要である。</p>									
計画	<p>令和 6年10月 発注            令和 6年11月～ 令和7年1月 改修            令和 7年 2月 再開</p>									
実施期間	令和6年度									
効果	<p>鉄道を利用する観光客の満足度向上につながるとともに、近鉄鶴方駅で公共交通の乗継を行う学生等の利用者における利便性の向上を図ることができる。</p>									
SDGs 関連項目	<p>6 安全な水とトイレを世界中に            11 住み続けられるまちづくりを            17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>									

## 事業概要書

予算科目	款	3	項	1	目	2	中事業名	阿児健康福祉センター管理運営費	
事業名等	浄化槽ブローワー等交換業務委託料						予算計上額	2,255 千円	
概要	<p>阿児健康福祉センター(サンライフあご)浄化槽のブローワー等の交換を行う。</p> <p>【ブローワー交換】            浄化槽のばっ気ブローワーが故障、停止したため、ブローワーの交換を行う。今回の交換を機に、現在の水中ブローワーから、交換に係る費用を抑えることができ、かつ、今後のメンテナンスが容易となる地上ブローワーに変更する。</p> <p>【フロートスイッチ交換】            調整槽用の水量を調整するフロートスイッチが故障したため、フロートスイッチの交換を行う。</p>								
目的	引き続き浄化槽が正常に稼働することで、施設の安全・安心な利用につながるよう、ブローワー及びフロートスイッチの交換を行う。								
必要性	阿児健康福祉センター(サンライフあご)では志摩市健康推進課、志摩市社会福祉協議会、志摩市障がい者相談支援センターこだま、休日夜間応急診療所及び阿児健康増進センターが業務を行っており、浄化槽のブローワー及びフロートスイッチの故障による施設利用者への影響を未然に防ぐため、早急に取替を行う必要がある。								
計画	令和6年10月～11月:発注・契約 令和6年12月～令和7年1月:業務実施								
実施期間	令和6年度								
効果	施設の維持管理における利便性の向上が図られるとともに、施設利用者への安全・安心なサービスの提供につながる。								
SDGs 関連項目	3 全ての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう								

## 事業概要書

予算科目	款	3	項	1	目	4	中事業名	高齢者生活支援事業	
事業名等	高齢者生活支援事業						予算計上額	3,551 千円	
概要	<p><b>【事業内容】</b> 現在実施している志摩市介護用品支給事業において交付する利用券の上限5,000円を超え、自己負担が発生している受給者を経済的に支援するため、希望する人に上乗せして5,000円分の利用券を交付する。</p> <p><b>【対象者】</b> 志摩市介護用品支給事業において支給の決定を受けている人 (市民税非課税世帯に属し、要介護4又は要介護5と判定され、かつ、在宅にて介護を受けている人)</p> <p><b>【上乗せ給付額】</b> 月5千円(1人当たり)</p> <p><b>【上乗せ補助期間】</b> 令和6年11月分～令和7年3月分(5月)</p> <p><b>【予算内訳】</b> 印刷製本費 利用券印刷代 51千円 家族介護継続支援給付金 5千円×140人×5月=3,500千円</p>								
目的	住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、要介護高齢者に関する経済的な負担の軽減を目的とする。								
必要性	希望する受給者に上乗せ分の介護用品利用券(5,000円)を給付することで、物価高騰の影響を受ける要介護高齢者の家族等の経済的な負担の軽減を図り、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅生活の継続を支援する必要がある。								
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年10月 毎月、利用券送付時に受領書及び返信用封筒を同封して受給者に送付している。10月分送付時に上乗せ分の支給に係る希望調査書を同封し、受領書とともに返信用封筒で提出してもらい、意向調査を行う。</li> <li>・令和6年11月 希望受給者に11月通常分と併せて、上乗せ分介護用品利用券及び12月上乗せ分の希望調査書を送付。 ※上乗せ分の給付がない受給者にも希望調査書を送付。</li> <li>・以後、令和7年3月分支給まで前月に意向調査を行い、上乗せ分を交付する。</li> </ul>								
実施期間	令和6年度								
効果	経済的な負担を軽減し、住み慣れた地域で暮らし続けることができる。								
SDGs 関連項目	3 すべての人に健康と福祉を								

○志摩市介護用品支給事業実施要綱（案）

平成18年3月29日

告示第30号

（目的）

第1条 この要綱は、在宅で要介護高齢者を介護する家族等に対し、介護保険の給付対象外となっている紙おむつ等の介護用品を支給することにより、経済的負担の軽減を図り、もって要介護高齢者等の在宅生活の継続及び福祉の向上に資することを目的とする。

（支給対象者）

第2条 介護用品支給事業(以下「事業」という。)の支給対象者は、市内に住所を有し、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第27条に規定する要介護認定において、要介護4又は要介護5と判定され、かつ、在宅にて介護を受けている者
- (2) 法第13条に規定する住所地特例対象被保険者に該当しない者
- (3) 市民税非課税世帯に属する者

（支給の申請）

第3条 介護用品の支給を受けようとする者は、介護用品支給事業利用申請書(様式第1号)を市長に申請しなければならない。

（支給の決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに必要な事項を審査の上、支給の可否を決定する。

2 市長は、支給を決定したときは、介護用品支給事業決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

（支給の方法等）

第5条 市長は、前条の規定により支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、当該申請のあった月の翌月分から、月額5,000円の利用券

を毎月交付する。

- 2 介護用品は、第7条の規定に基づき登録した店舗が、利用券と引換えに受給者へ渡すものとする。
- 3 利用券の有効期間は、利用券交付の月からその年度の末日までとする。
- 4 利用券の再交付は、行わないものとする。
- 5 利用券は、交換、譲渡及び売買をしてはならない。

(支給の廃止)

第6条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業を廃止又は停止できるものとする。この場合において、市長は、当該受給者に対し、介護用品支給事業廃止(停止)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 受給者が死亡し、又は市外へ転出したとき。
- (2) 受給者が入所等により在宅生活を行わないとき。
- (3) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が介護用品の支給を廃止又は停止することが適当と認めたとき。

(取扱店舗)

第7条 この事業による介護用品の取扱いを希望する店舗は、介護用品取扱店舗登録申請書(様式第4号)により市に登録するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(志摩市紙おむつ等支給事業実施要綱の廃止)

- 2 志摩市紙おむつ等支給事業実施要綱(平成16年志摩市告示第25号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際、旧要綱に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間の支給の特例)

- 4 令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間、第5条第1項の規定にかかわらず、介護用品を購入する際に月額5,000円を超えた分を自己負担している受給者のうち、負担軽減対策分として上乘せ分の利用券の交付を希望する受給者に対し、上乘せ分月額5,000円の利用券を交付する。

附 則(平成18年8月21日告示第75号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の志摩市告示に基づいて作成されている用紙は、改正後の志摩市告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成24年2月17日告示第28号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月14日告示第103号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の志摩市介護用品支給事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月30日告示第56号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月7日告示第41号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日告示第160号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示の規定に基づく様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この告示は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

## 事業概要書

予算科目	款	3	項	2	目	1	中事業名	子育て世帯訪問支援事業		
事業名等	子育て世帯訪問支援事業							予算計上額	252 千円	
概要	<p>家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行、サポート等の家事支援や、育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等の育児・養育支援などを家庭の状況に合わせて包括的に行う、子育て世帯訪問支援事業を実施する。</p> <p>子育て世帯訪問支援事業委託料 252,000円  (積算根拠)  訪問支援費 3,000円/時間×2時間×月8回×2か月×2人=192,000円  交 通 費 1,860円/回×32回(月8回×2か月×2人)= 59,520円</p>									
目的	<p>家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。</p>									
必要性	<p>事業の実施により、養育環境が深刻な状況となる前に、幅広い子育て世帯を対象として、児童が育つ家庭環境・養育環境に係る支援を提供するとともに、支援の必要性が高い者を適切な支援につなぐため、子育て世帯の養育環境等を把握する必要がある。</p>									
計画	令和6年10月1日～ 事業実施									
実施期間	令和6年度									
効果	<p>家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎ、家事・子育て等の不安や負担を軽減するとともに、児童虐待の防止や児童の健全な育成につながる。</p>									
SDGs 関連項目	<p>3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを  17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>									

## ○志摩市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第19項の規定に基づき、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として実施する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （実施主体）

第2条 事業の実施主体は志摩市とする。ただし、市長が適切と認めた者に委託等を行うことができる。

### （事業の内容）

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとし、対象者の家庭を訪問して実施するものとする。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行、サポート等）
- (2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、保護者に寄り添い、支援するための相談・助言等
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握
- (6) その他事業の目的達成に必要と認める業務

### （対象者）

第4条 事業の対象者は、市内に住所を有し、児童、保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供、相談により把握され、本事業による支援が必要であると市長が認めた者であって、次の各号のいずれかに該当するような状態にあるものとする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該

当するおそれのある保護者

(3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦

(4) その他事業の目的を鑑み、市長が本事業による支援が必要と認める者  
(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利用を承認するときは子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書（様式第2号）により、利用を承認しないときは子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(利用決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の決定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手続により事業の利用の決定を受けたとき。

(3) その他市長が事業を利用させることが適切でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定を取り消したときは、子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書（様式第4号）により事業を利用する者（以下「利用者」という。）に通知するものとする。

(訪問支援員)

第8条 市長は、第3条に規定する事業内容を適切に実行する能力を有すると認めた者に事業を実施させるものとする。

(利用者負担金)

第9条 市長は、利用者から事業を実施するために必要な費用の一部として、利用者負担金を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する利用者負担金の額は、別表のとおりとする。

(守秘義務)

第10条 訪問支援員は、職務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。当該業務を離れた後においても同様とする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

利用世帯区分		利用者負担	
		利用時間 1 時間あたり	利用回数 1 回あたり
生活保護世帯		0 円	0 円
市民税非課税世帯	年間 96 時間以内	0 円	0 円
	年間 96 時間を越えた場合	3 0 0 円	1 9 0 円
市民税所得割課税額 7 7, 1 0 1 円未満 の世帯	年間 48 時間以内	0 円	0 円
	年間 48 時間を越えた場合	6 0 0 円	3 7 0 円
その他の世帯		1, 5 0 0 円	9 3 0 円

備考 利用者負担金は、事業の 1 回の利用につき、1 時間当たりの金額に利用時間を乗じて得た金額と利用回数 1 回当たりの金額とを合算した額とする。

## 事業概要書

予算科目	款	4	項	1	目	1	中事業名	乳幼児家庭訪問事業	
事業名等	乳幼児家庭訪問事業						予算計上額	7,014 千円	
概要	<p>出産後の子育て家庭を対象に、「子育てつながるギフト」として5万円相当額の志摩市共通商品券(志摩市商工会発行)を支給する。</p> <p><u>子育てつながるギフト支給事業補助金 7,000千円</u>  (対象者)  次に掲げる要件のいずれにも該当する者(140人想定)  (1) 事業開始日から令和7年3月31日までの間に市内に住民登録がある者  (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに出生した市内に住民登録のある乳児を養育している者  (積算根拠)  志摩市共通商品券 @50,000円 × 対象者 140人 = 7,000,000円</p> <p><u>通信運搬費 14千円</u>  (積算根拠)  通知用切手 @85円 × 対象者 140人 = 11,900円  再通知用 @85円 × 30人 = 2,550円  合計 14,450円</p>								
目的	近年の物価高騰の影響を受けている出産後の子育て家庭を経済的に支援するとともに、子育て家庭が市内の商店等を利用することで、地域とのつながりを強化し、子育てを応援する地域づくりの推進を図ることを目的とする。								
必要性	物価高騰の影響により、出産・子育てに係る経済的な負担が大きくなっていることから、安心して子育てができるよう、子育てつながるギフトを支給し、経済的支援を行う必要がある。								
計画	令和6年10月初旬～:対象者抽出、対象者への通知開始 10月中旬～:子育てつながるギフト支給								
実施期間	令和6年度								
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産後の子育て家庭の経済的負担を軽減できる。</li> <li>・子育て家庭と地域とのつながりのきっかけとなり、出産・子育てを応援する地域づくりの一助となることが期待できる。</li> <li>・志摩市商工会の商品券を活用することで、市内の経済活動の活性化につながる。</li> </ul>								
SDGs 関連項目	3 全ての人に健康と福祉を								

## ○志摩市子育てつながるギフト支給事業実施要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、出産後から子育て期までにわたる経済的負担を軽減するとともに、子育て家庭と地域のつながりを強化し、子育てを応援する地域づくりの推進を図るため実施する、子育てつながるギフト支給事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （支給対象者）

第2条 子育てつながるギフト(以下「ギフト」という。)の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業開始日から令和7年3月31日までの間において市内に住民登録がある者
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに出生した市内に住民登録のある乳児を養育している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、ギフトは支給しない。

- (1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者
- (2) 法人
- (3) ギフトの支給時点において、市内に住民登録がない者

### （支給内容等）

第3条 ギフトは、養育する乳児1人につき5万円相当額の志摩市共通商品券(取扱店で使用することができる志摩市商工会発行の商品券をいう。)とする。

### （支給の方法）

第4条 ギフトの支給を受けようとする者は、支給対象者に送付される引換はがきを、事業開始日から令和7年4月30日までの間において別途定める期間内に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の引換はがきの提出があったときは、速やかに内容を確認の上、支給対象者にギフトを支給する。
- 3 市長は、第1項の規定による引換はがきの提出の際、必要に応じて、ギフトの引換はがき提出者が第2条に規定する支給要件を満たすか否かを確認する。

4 市長は、第 1 項の規定による引換はがきの提出の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該支給対象者の本人確認を行う。

(提出が行われなかった場合等の取扱い)

第 5 条 支給対象者が、前条第 1 項に規定する引換はがきの提出を行わないときは、当該支給対象者がギフトの支給を受けることを辞退したものとみなす。

(返還)

第 6 条 市長は、ギフトの支給を受けた者が、偽りその他不正な手段によりギフトの支給を受けたときは、金銭による返還を求める。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、ギフトの支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 事業概要書

予算科目	款	5	項	3	目	2	中事業名	全国豊かな海づくり大会推進事業																				
事業名等	全国豊かな海づくり大会推進事業							予算計上額	5,000 千円																			
概要	<p>「全国豊かな海づくり大会」は、毎年日本各地で開催されている国民的(四大行幸啓)行事であり、令和7年度に志摩市と南伊勢町で開催される。開催地の事前準備として、警備を担当する鳥羽警察署から防犯カメラ設置に関する要望があり、また防犯上という点も勘案し、阿児アリーナ周辺及び駅前周辺に防犯カメラを設置する事業を実施する。</p> <p>※鳥羽警察署と現地立会の結果、阿児アリーナ周辺5台＋近鉄賢島駅・鵜方駅・磯部駅の3台で計8台を計画(位置等の詳細は協議中)</p> <p>【予算の内訳】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・防犯カメラ設置業務委託料</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">5,000千円</td> </tr> <tr> <td>(1台当たり) 現場調査費(諸手続き含む)</td> <td style="text-align: right;">51,300円</td> </tr> <tr> <td>カメラ取付費</td> <td style="text-align: right;">448,400円</td> </tr> <tr> <td>※工事・機器設定費用、機器材料費、取付金具、撮影中表示看板、設計費用、電気代等含む</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SIM通信利用料等(初年度)</td> <td style="text-align: right;">62,400円(遠隔監視用)</td> </tr> <tr> <td>事務手数料等</td> <td style="text-align: right;">6,000円</td> </tr> <tr> <td>小計(税抜き)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">568,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">× 1.1 = 624,910円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">624,910円/台 × 8台 = 4,999,280円</td> </tr> </table>										・防犯カメラ設置業務委託料	5,000千円	(1台当たり) 現場調査費(諸手続き含む)	51,300円	カメラ取付費	448,400円	※工事・機器設定費用、機器材料費、取付金具、撮影中表示看板、設計費用、電気代等含む		SIM通信利用料等(初年度)	62,400円(遠隔監視用)	事務手数料等	6,000円	小計(税抜き)	568,100円		× 1.1 = 624,910円		624,910円/台 × 8台 = 4,999,280円
・防犯カメラ設置業務委託料	5,000千円																											
(1台当たり) 現場調査費(諸手続き含む)	51,300円																											
カメラ取付費	448,400円																											
※工事・機器設定費用、機器材料費、取付金具、撮影中表示看板、設計費用、電気代等含む																												
SIM通信利用料等(初年度)	62,400円(遠隔監視用)																											
事務手数料等	6,000円																											
小計(税抜き)	568,100円																											
	× 1.1 = 624,910円																											
	624,910円/台 × 8台 = 4,999,280円																											
目的	<p>令和7年度に開催される「第44回全国豊かな海づくり大会」の円滑な開催かつ安全な大会運営に向けた準備を進めるため、三重県(警察)をはじめとする関係団体との連携による警備体制の強化・一体化を推進するとともに、令和6年度志摩市の5つの重点分野のうち、「誰もが安心して暮らせる地域づくりの強化」に基づき取り組む姿を広く発信することを目的とする。</p>																											
必要性	<p>国民的行事の一つである「全国豊かな海づくり大会」を円滑に開催するには、万全の体制で開催準備を行う必要があり、その中でも、警備における三重県(警察)など関係団体との連携・調整や、安全かつ確実に大会を開催するための警備関連準備が必要であるため。</p>																											
計画	<p>【設置予定】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和6年10月</td> <td style="width: 50%;">防犯カメラ発注準備</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月～令和7年2月</td> <td>防犯カメラ関連発注・契約及び設置・調整期間</td> </tr> <tr> <td>令和7年3月</td> <td>防犯カメラ運用開始</td> </tr> </table>										令和6年10月	防犯カメラ発注準備	令和6年10月～令和7年2月	防犯カメラ関連発注・契約及び設置・調整期間	令和7年3月	防犯カメラ運用開始												
令和6年10月	防犯カメラ発注準備																											
令和6年10月～令和7年2月	防犯カメラ関連発注・契約及び設置・調整期間																											
令和7年3月	防犯カメラ運用開始																											
実施期間	令和6年度																											
効果	<p>「全国豊かな海づくり大会」の開催に向けた事前準備を円滑に行うこと、大会成功に向けた警備体制等安全対策への積極的な取組を広く発信することを通じて、安全・安心な大会開催をアピールするための運営強化はもとより、「誰もが安心して暮らせる地域づくりの強化」に基づいた市の取り組む姿を広く発信でき、「自慢できる新しい志摩市」の実現につなげることができる。</p>																											
SDGs 関連項目	<p>14 海の豊かさを守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>																											

## 事業概要書

予算科目	款	6	項	1	目	3	中事業名	地域の魅力でつなぐ周遊の旅強化事業	
事業名等	ぐるっと志摩周遊支援事業委託料						予算計上額	1,958 千円	
概要	<p><b>【事業概要】</b>            鉄道を利用して来訪する観光客に対して、志摩市観光案内所でタクシー利用券を配布し、横山展望台や賢島への周遊を促進するとともに、あご湾遊覧の利用割引も組み入れて、地域内の周遊性を更に高め、滞在時間の延伸による観光消費額の拡大を図る。</p> <p><b>【補正理由】</b>            観光庁「地域観光新発見事業」に採択されたことを受け、市内観光地の周遊促進を図るため、10月から11月の観光農園の「コスモス」「コキア」開花時期に、観光農園を周遊ルートに含めた、志摩認定ガイドが同乗する周遊バスの運行を行うため、増額補正を行う。(期間中の6日間を予定)</p> <p><b>【事業費内訳】</b>            タクシー利用料助成費:800千円    バス運行企画費:400千円            志摩認定ガイド:90千円    プロモーション費:240千円            運営費・事務費:250千円    消費税:178千円</p> <p>※当初予算額:17,831千円 補正計上額:1,958千円 補正後予算額:19,789千円            ※【観光庁】「地域観光新発見事業」補助金充当            定額4,000千円+(補助対象経費11,000千円-4,000千円)×1/2=7,500千円</p>								
目的	「横山展望台」「賢島」を周遊するタクシー事業に加え、公共交通が無い観光農園をルートに含めたバス周遊実証事業を実施することで、更なる観光客の利便性の向上や観光消費額の拡大を図ることを目的とする。								
必要性	観光客の観光周遊の利便性向上を促進しながら、地域公共交通を維持することが必要であり、さらには、公共交通機関のない観光スポットをつなぐ周遊施策が必要である。								
計画	令和6年8月:業務委託契約締結 令和6年9月:業務委託変更契約締結 令和6年10月から11月(6日間):周遊バス実証事業 令和7年2月:観光庁への実績報告書提出 通年:ワンコインタクシー運行(平日のみ、大型連休、春・夏・冬休み除く)								
実施期間	令和6年度								
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光周遊の促進による観光消費額の拡大</li> <li>・地域公共交通の利用促進、運行の安定維持</li> <li>・観光客の分散化</li> <li>・観光戦略に関するデータ取得</li> </ul>								
SDGs 関連項目	8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう								

## 事業概要書

予算科目	款	6	項	1	目	3	中事業名	インバウンド誘客促進事業	
事業名等	インバウンド誘客プロモーション事業委託料						予算計上額	2,475 千円	
概要	<p><b>【事業概要】</b>  志摩市に送客実績のある香港・台湾の旅行会社に対し、継続的な関係構築及び今後の送客を依頼するため、現地の旅行会社に表敬訪問を行う。  市内の民間事業者と共に、現地旅行会社を対象としたセミナーと商談会を開催し、行政と民間事業者が一体となって、志摩市の魅力発信と誘客拡大を図る。</p> <p><b>【補正理由】</b>  5月に香港と台湾を併せてトップセールスを行う予定であったが、台湾東部沖地震の影響により、台湾への訪問を見送り、台湾にて実施予定であった観光セミナーと商談会を香港で実施し、今後の誘客につながる成果を得ることができた。  更にインバウンドを獲得する必要があるため、台湾においても、トップセールスと商談会等を実施し、継続的な誘客につなげるため、増額補正を行う。</p> <p><b>【事業費内訳】</b>  商談会費(会場借上費・会場装飾費・運営費):1,700千円  現地諸費用(通訳・現地移動費・諸経費):350千円  事務費:200千円  消費税:225千円</p> <p>※当初予算額:5,900千円 補正計上額:2,475千円 補正後予算額:8,375千円  ※【観光庁】「地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」補助金充当  補助対象経費5,000千円×1/2=2,500千円</p>								
目的	インバウンド回復期の好機を逃すことなく、その需要を取り込むため、志摩市の外国人入込客数上位である香港・台湾にて、民間事業者と一体となったトップセールスを実施することで、継続したインバウンドの獲得を実現し、市内観光消費額の拡大につなげることを目的とする。								
必要性	市内の外国人観光客は、アジア圏が半数程度を占めており、中でも香港・台湾については、コロナ以前から来訪者数が多いことから、今後の継続的な誘客のためにも、主要地域の旅行会社との関係維持及び強化を図る必要性がある。								
計画	令和6年9月:業務委託変更契約 令和7年1月:台湾へのトップセールス 令和7年2月:観光庁への実績報告書提出								
実施期間	令和6年度								
効果	外国人旅行客の誘致による宿泊客の獲得、観光消費額の拡大 令和6年(1月～12月)市内外国人宿泊者数目標⇒40,000人泊 ※参考:令和5年(1月～12月)市内外国人宿泊者数⇒33,241人泊								
SDGs 関連項目	8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう								

## 事業概要書

予算科目	款	6	項	1	目	3	中事業名	インバウンド誘客促進事業		
事業名等	インフルエンサー活用誘客プロモーション事業委託料							予算計上額	3,047 千円	
概要	<p><b>【事業概要】</b>            連携協定を締結している企業との連携により、海外で影響力のあるインフルエンサーを招聘し、志摩の豊かな自然や食をテーマに、外国人の視点にて情報発信を行うPR動画を作成したものを海外のスタジオにて放映する等、効果的なプロモーションを実施する。</p> <p><b>【補正理由】</b>            インフルエンサーを活用した情報発信事業に加え、観光庁「地域観光新発見事業」に採択されたことを受け、料理体験等のコンテンツを加えたモニターツアーを実施し、旅行商品を造成するため、増額補正する。令和7年度から、旅行商品を販売する予定。</p> <p><b>【事業費内訳】</b>            旅行商品造成費(モニターツアー含む):1,500千円 プロモーション費:450千円            体験経費:400千円 企画運営費・事務費:420千円 消費税:277千円</p> <p>※当初予算額:4,070千円 補正計上額:3,047千円 補正後予算額:7,117千円            ※【観光庁】「地域観光新発見事業」補助金充当            定額4,000千円+(補助対象経費7,000千円-4,000千円)×1/2=5,500千円</p>									
目的	外国人の関心が高い日本食をテーマに、海外のインフルエンサーを招聘して、情報発信を行うと共に、志摩の豊かな自然や食のコンテンツと料理体験を加えたモニターツアーを実施することで、志摩市の知名度向上と、旅行商品の販売によるインバウンド獲得を目的とする。									
必要性	本格的なインバウンド回復を契機に、効果的なプロモーションや新たなインバウンド獲得につながる事業を実施し、閑散期における誘客促進や観光消費額の拡大につなげていく必要がある。									
計画	令和6年8月:業務委託契約 令和6年9月:業務委託変更契約 令和6年10月:モニターツアー実施、インフルエンサー招聘 令和6年11月:シンガポールスタジオでのプロモーション動画放映 令和7年2月:観光庁への実績報告書提出									
実施期間	令和6年度									
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人旅行客の誘致による宿泊客の獲得、観光消費額の拡大</li> <li>令和6年(1月～12月)市内外国人宿泊者数目標⇒40,000人泊</li> <li>※参考:令和5年(1月～12月)市内外国人宿泊者数⇒33,241人泊</li> <li>令和7年度からの旅行商品の販売によるインバウンド獲得</li> </ul>									
SDGs 関連項目	8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう									

## 事業概要書

予算科目	款	8	項	1	目	1	中事業名	三重南消防通信指令事務協議会負担金	
事業名等	三重南消防通信指令事務協議会負担金						予算計上額	307 千円	
概要	7消防本部(伊勢市消防本部、鳥羽市消防本部、熊野市消防本部、志摩市消防本部、三重紀北消防組合消防本部、松阪地区広域消防組合消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部)が連携・協力し高機能消防指令センターを共同運用することにより、地域全体の消防力強化と住民サービスの向上を図るため、共同運用に係る費用を負担する。								
目的	高機能消防指令センターを共同運用することにより、施設の整備や維持管理に要する費用を低廉化し、さらに人的資源を有効活用することで地域全体の消防力強化と住民サービスの向上を図ることを目的とする。								
必要性	人口減少により、限られた人的・財政的資源を有効活用し、増加する救急需要や複雑・多様化する災害に的確に対応する必要がある。								
計画	令和6年8月8日 三重南消防通信指令事務協議会設置 令和7年度 高機能消防指令センター実施設計作成 令和8年度～令和9年度 高機能消防指令センター整備工事 令和10年度 高機能消防指令センター共同運用開始								
実施期間	令和6年度								
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信指令施設の整備や維持管理に要する費用を低廉化できる。</li> <li>・通信指令業務に従事する職員を削減し、現場対応部門の職員を増加させることで消防力を強化できる。</li> <li>・他の消防本部との連携により、大規模災害への対応力が向上する。</li> </ul>								
SDGs 関連項目	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう								

## 事業概要書

予算科目	款	8	項	1	目	4	中事業名	耐震シェルター設置支援事業	
事業名等	耐震シェルター設置支援事業						予算計上額	3,000 千円	
概要	<p>木造住宅内に設置する耐震シェルターの本体及びその設置に要する費用に対して補助金を交付する。</p> <p><b>耐震シェルター設置事業補助金 3,000千円</b></p> <p>○補助金の概要  補 助 額 : 上限100万円(耐震シェルターの本体及びその設置に要する費用の2/3)  補助対象者: 市内に住所を有する者で、対象住宅に現に居住するもの  補 助 件 数: 3件程度</p> <p>なお、三重県の6月補正予算対応により「耐震シェルター設置促進事業」が補助メニューに追加されているため、これを活用することを計画している。</p>								
目的	能登半島地震での家屋倒壊による被害を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震に備えるため、木造住宅の倒壊による人的被害を未然に防止することを目的とする。								
必要性	南海トラフ地震の被害想定における建物被害は「揺れ」による被害が最も多く、また人的被害も津波に続く被害が想定されており、災害時における市民の身体の安全確保に向けた施策として有効であることから、補助金を交付し耐震シェルターの設置を促進する必要がある。また、能登半島地震以降、市民からの耐震シェルターに関する補助金についての問い合わせを受けるなど、市民の関心やニーズもある。								
計画	<p>■補助金募集・周知  周知: ホームページ(10月初旬)、広報しま11月号、LINE(11月1日)  募集期間: 11月11日(月)～1月31日(金)</p> <p>■実績報告  3月上旬</p>								
実施期間	令和6年度 ※次年度以降も既存の木造住宅耐震化支援事業との連携を取り、事業継続を計画								
効果	補助対象の拡充及び補助金額の増額により、耐震シェルターの設置促進が見込まれ、南海トラフ地震時の家屋倒壊による人的被害の減少につながる。								
SDGs 関連項目	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう								

○志摩市耐震シェルター設置事業補助金交付要綱（案）

平成25年3月29日

告示第41号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、耐震シェルターを設置する事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者に対し、補助金を交付することに関し志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震シェルター 住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の生命の安全を守る機能を有する構造物で以下のいずれかに該当するものをいう。

ア 三重県型「耐震シェルター」の仕様基準を満たしているもの

イ アに掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(2) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 志摩市木造住宅耐震診断等事業実施要綱(平成16年志摩市告示第59号)に基づき実施した診断

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく登録を受けた建築士事務所に所属し、三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断資格者講習を受講した者が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル(一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」準拠)又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」(以下「耐震診断マニュアル等」という。)に基づき実施した診断

(対象住宅)

第3条 補助金の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、補助対象となる耐震シェルターの基数は対象住宅1戸当たり1基とする。

- (1) 市内にある昭和56年5月31日以前に着工している木造住宅(戸建て住宅、アパート又は長屋に限る。)で、階数が3階以下のもの
- (2) 耐震診断の結果、耐震診断マニュアル等による評点 I w 値が0.7未満と診断された住宅
- (3) この要綱による補助金の交付を受けていない住宅
- (4) 志摩市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱(平成16年志摩市告示第60号)による補助金の交付を受けていない住宅
- (5) 耐震シェルターの工事着工前であるもの(工事契約を締結していないもの)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者で、対象住宅に現に居住するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

- (1) 本人及び同一世帯に属する者が市税を滞納している場合
- (2) 本人及び同一世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である場合

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる費用は、対象住宅に対する耐震シェルターの本体購入費、設置費及び工事費(以下「補助対象経費」という。)とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該額が100万円を超える場合は100万円)を限度とし、予算で定める範囲内において、

これを交付するものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ志摩市耐震シェルター設置事業補助金交付申請書(様式第1号。次条において「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅に係る木造住宅耐震診断報告書の写し
- (2) 耐震シェルターの設置に要する経費の見積書等の写し
- (3) 補助対象者の要件が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、志摩市耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請内容の変更)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助金交付決定者」という。)は、申請内容を変更しようとするときは、志摩市耐震シェルター設置補助事業計画変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請について承認をしたときは、志摩市耐震シェルター設置補助事業計画変更承認通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 申請者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、志摩市耐震シェルター設置補助事業計画廃止(中止)届(様式第5号)を市長に提出し

なければならない。

(実績報告)

第11条 補助金交付決定者は、補助事業が完了したときは、その日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに志摩市耐震シェルター設置補助事業完了実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書、請書又は注文書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 耐震シェルターの設置前、施工中及び設置後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて職員に現地調査をさせ、その報告に係る補助事業が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を志摩市耐震シェルター設置事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助金交付決定者は、速やかに、志摩市耐震シェルター設置事業補助金支払請求書(様式第8号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日告示第160号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示の規定に基づく様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

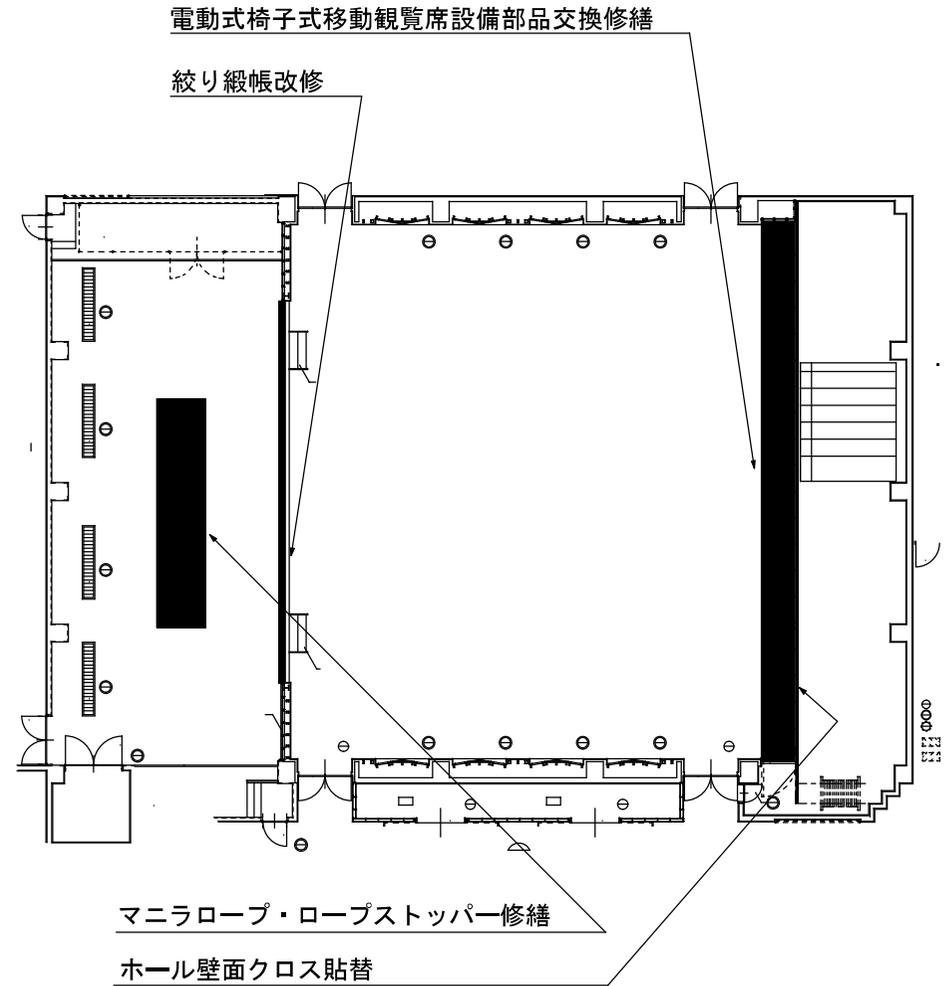
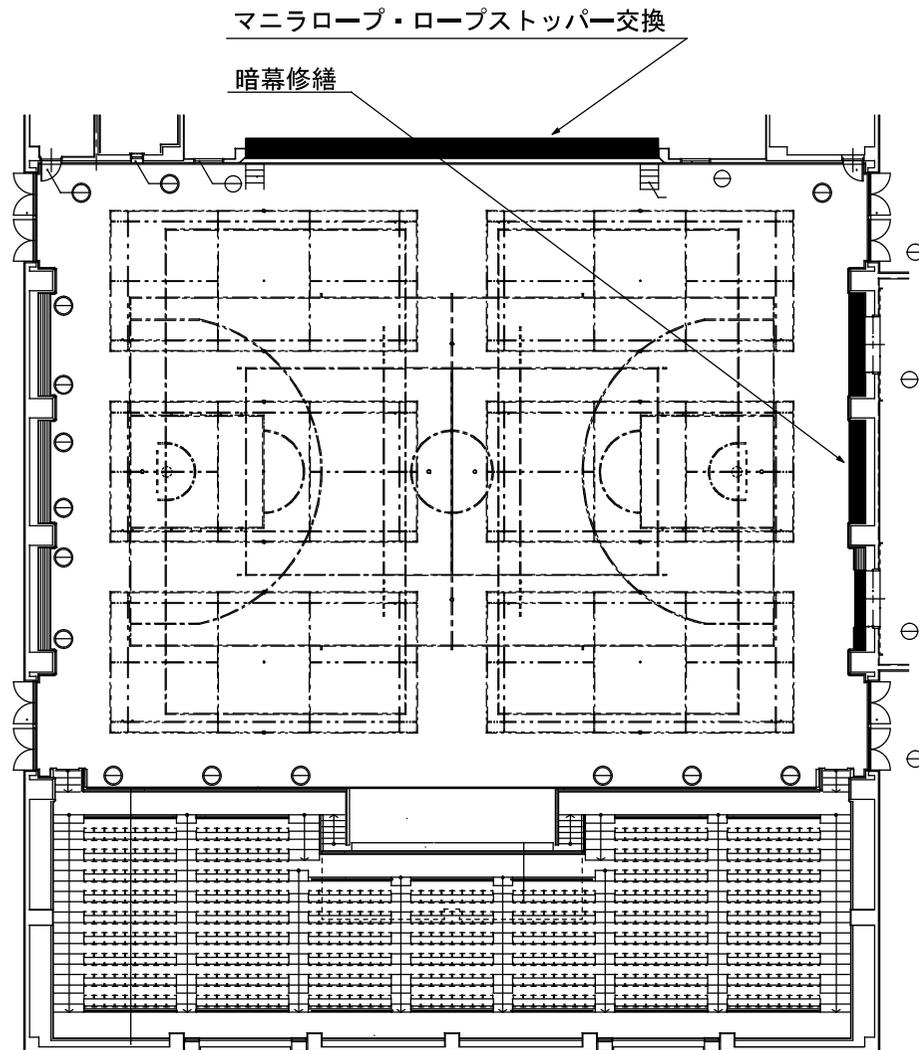
この告示は公表の日から施行する。

## 事業概要書

予算科目	款	9	項	5	目	4	中事業名	阿児アリーナ管理運営費		
事業名等	阿児アリーナ管理運営費							予算計上額	13,815 千円	
概要	<p>令和7年秋に開催が予定されている第44回全国豊かな海づくり大会の式典会場として、式典行事開催に向けた施設修繕を行う。</p> <p>【修繕の内容】  <u>施設修繕料 13,350千円</u>            ・オーシャンホール・ベイホール舞台吊物マニラロープ・ロープストッパー交換            ・玄関ホール壁面クロス貼替            ・ベイホール電動式椅子式移動観覧席設備交換修繕            ・第2駐車場白線引き直し            ・オーシャンホール暗幕修繕            ・ベイホール絞り緞帳改修  <u>足場組立業務委託料 465千円</u>            ・オーシャンホール中央高窓点検用足場組立</p>									
目的	水産業の魅力をはじめ豊かな海を全国に効果的に発信できる式典となるよう、施設の安全面及び機能面の向上を図るとともに、来場者の安全かつスムーズな移動を確保することを目的とする。									
必要性	資源管理や漁場保全等の豊かな海づくりに功績のあった団体の表彰や漁業後継者のメッセージ、大会決議等の式典行事を安全・安心かつ円滑に開催するため、施設修繕を実施する必要がある。									
計画	<p>【施設修繕一式】            令和6年10～11月 発注・契約            令和7年1～2月 施工完了</p>									
実施期間	令和6年度									
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第44回全国豊かな海づくり大会式典行事の安全・安心かつ円滑な開催に向けた受入れ態勢の強化につながる。</li> <li>・施設の安全性及び利便性が向上することにより、大会終了後の阿児アリーナの継続的な利用に寄与することができる。</li> </ul>									
SDGs 関連項目	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう									

オーシャンホール

ベイホール

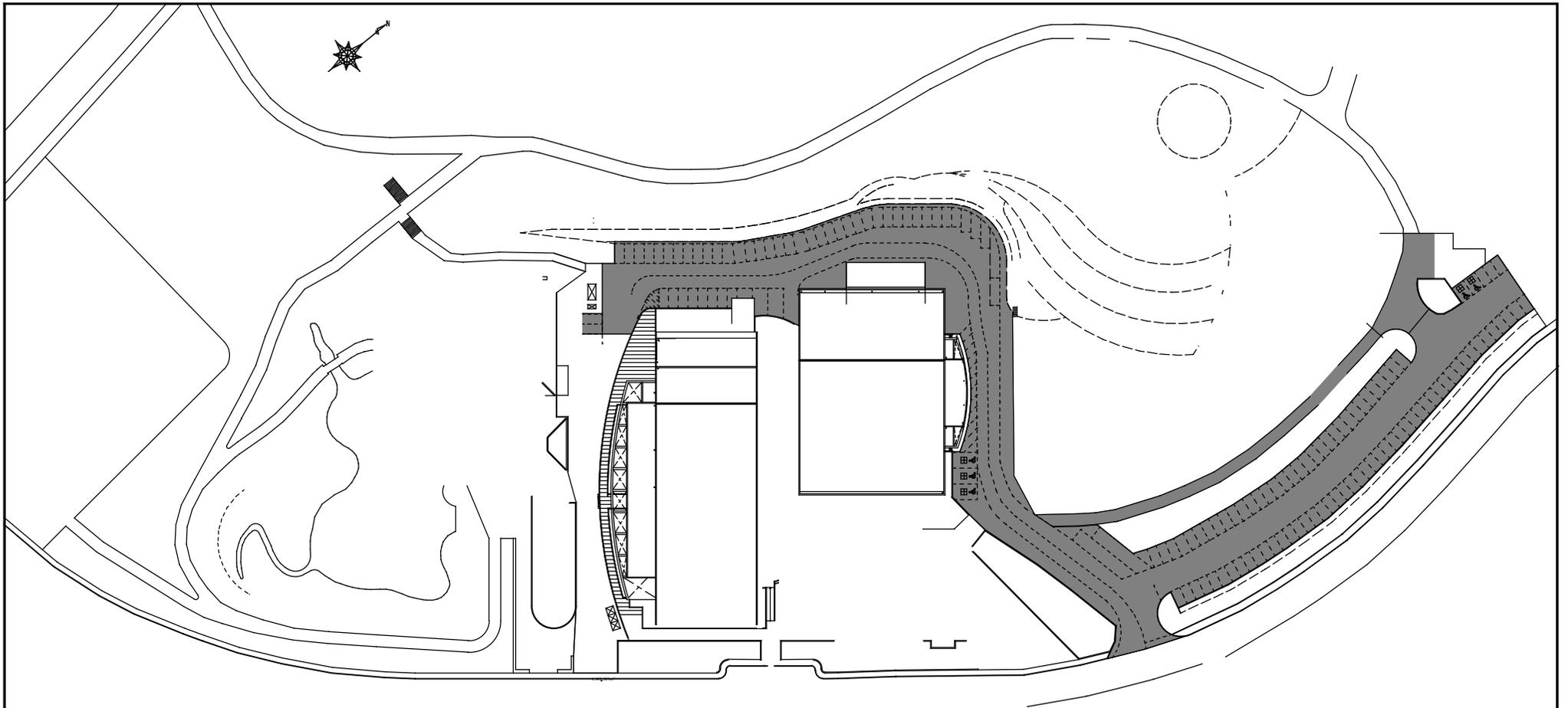


※注記 基準 IFは実測ホール(1)のものとする。

工事名	同見アリーナ修繕工事			設計番号
図名	改修後	平面詳細図	図次	図番番号
改修後	平面詳細図		A1/L100 A1/L100	

## 事業概要書

予算科目	款	9	項	5	目	4	中事業名	阿児アリーナ改修事業		
事業名等	阿児アリーナ改修事業							予算計上額	39,600 千円	
概要	<p>令和7年秋に開催が予定されている第44回全国豊かな海づくり大会の式典会場として、式典行事開催に向けた駐車場等敷地内舗装の整備工事を行う。</p> <p><b>【改修内容】</b>  <u>駐車場等整備工事費 計 66,000千円 ※継続費事業</u>  <b>〔内訳〕</b>            令和6年度:39,600千円(補正予算計上額)            令和7年度:26,400千円</p> <p>舗装面積 6,050㎡            白線引き直し 1,952m</p>									
目的	施設の安全面の向上を図り、来場者の安全かつスムーズな移動を確保することを目的とする。									
必要性	全国豊かな海づくり大会の式典会場には、招待者や関係者など、多くの来場者が想定されることから、式典行事を安全・安心かつ円滑に開催するため、敷地内の舗装工事を実施する必要がある。									
計画	<p><b>【工事】</b>            令和 6年11月 工事発注・契約            令和 7年 6月 工事完成</p>									
実施期間	令和6年度～令和7年度									
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第44回全国豊かな海づくり大会式典行事の安全・安心かつ円滑な開催に向けた受入れ態勢の強化につながる。</li> <li>・施設の安全性及び利便性が向上することにより、大会終了後の阿児アリーナの継続的な利用に寄与することができる。</li> </ul>									
SDGs 関連項目	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう									



舗装面積 6,050㎡  
白線引直し 1,952m

	有	差
舗装	—	—
床 厚	5,14	5,14
埋戻し	5,25	5,25
勾配埋戻し (埋戻)	5,18	5,18



アスファルト舗装工 (既設アスファルト撤去・新設)

表 層 再生粗粒径A<sub>1</sub> 13 t=50

構 造 粒状埋戻し引 (W=20) t=100

※注記	工 業 名		設 計 番 号	
	阿見アリーナ駐車場等舗装工事			
	日 付	図 番 号	縮 尺	備 考 欄
		改修後 配置図	A1-L/200 A2-L/1000	